

花巻市



- 農業  
未経験  
-
- 見学  
体験  
あり
- 研修  
支援制度  
あり
- 就農資金  
制度  
あり
- 住宅情報  
提供  
-
- 住宅費用  
支援  
あり
- 求人情報  
紹介  
-

◆ 就農受入れ支援内容

事業主体	花巻市																
対象者・支援内容	<p><b>1 新規就農希望者支援事業</b></p> <p>(1) 対象者 : 花巻市内で新規就農を希望する者、または農業体験を希望する者。</p> <p>(2) 支援内容 : 農村に居住し、地域の方々と交流をしながら農業研修・体験をするための住居(農村滞在施設)を賃貸します。 ※ 光熱水費は借受負担。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th colspan="2">戸数</th> <th>使用料(月額)</th> <th>使用期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1戸建て</td> <td>6棟</td> <td>17,200円、21,400円</td> <td rowspan="2">1年以内としますが、事情により更新することができます。</td> </tr> <tr> <td>ワンルーム型</td> <td>6室</td> <td>10,800円</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>2 新規就農者支援事業</b></p> <p>(1) 対象者                  新規就農者(平成22年4月1日以降に市外から市内に転入し住民登録をした者又は市内に住所を有する者で、新たに農業経営を開始する個人又は団体(法人は除く))で次に掲げる要件を満たす者。                  ア 農地の所有権又は利用権を有すること。                  イ 農畜産物等の売上げや経費の支出などの管理する本人名義の口座を開設すること。                  ウ 両親及び親族等の経営を継承する者ではないこと。</p> <p>(2) 支援内容                  ア 農地賃借料補助 : 5年間農地の年間賃借料を補助。補助対象面積は最大50a。                  ※ 10a当たり1万円を限度とする。                  イ 初期費用補助 : 農業経営を開始した日から3年以内に、農業経営に必要な農業用機械、施設及び資材等の購入に要する経費を補助。                  ※ 個人又は団体当たり80万円を限度とする。</p> <p><b>3 農業研修支援事業</b></p> <p>(1) 対象者</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">就農希望者</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市外から市内に転入し、住民登録をした者又は市内に住所を有する者。</li> <li>・ 農業研修終了後、引き続き市内に住所を有すること。</li> <li>・ 農業研修終了後、1年以内に市内で就農し、かつ、3年以上営農すること。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">新規就農者</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市外から市内に転入し、住民登録をした者又は市内に住所を有する者。</li> <li>・ 法人等と雇用契約を締結している被雇用者でないこと。</li> <li>・ 農地の所有権又は利用権を有してから1年以内に農業研修を開始すること。</li> <li>・ 農業研修終了後、引き続き市内に住所を有すること。</li> <li>・ 農業研修終了後、市内で3年以上就農すること。</li> </ul> </td> </tr> </table> <p>(2) 支援内容 : 研修期間に特化した研修生の家賃補助。                  家賃の2分の1以内とし、1ヶ月につき20,000円を上限とする。補助月数は2年以内。</p>		戸数		使用料(月額)	使用期間	1戸建て	6棟	17,200円、21,400円	1年以内としますが、事情により更新することができます。	ワンルーム型	6室	10,800円	就農希望者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市外から市内に転入し、住民登録をした者又は市内に住所を有する者。</li> <li>・ 農業研修終了後、引き続き市内に住所を有すること。</li> <li>・ 農業研修終了後、1年以内に市内で就農し、かつ、3年以上営農すること。</li> </ul>	新規就農者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市外から市内に転入し、住民登録をした者又は市内に住所を有する者。</li> <li>・ 法人等と雇用契約を締結している被雇用者でないこと。</li> <li>・ 農地の所有権又は利用権を有してから1年以内に農業研修を開始すること。</li> <li>・ 農業研修終了後、引き続き市内に住所を有すること。</li> <li>・ 農業研修終了後、市内で3年以上就農すること。</li> </ul>
戸数		使用料(月額)	使用期間														
1戸建て	6棟	17,200円、21,400円	1年以内としますが、事情により更新することができます。														
ワンルーム型	6室	10,800円															
就農希望者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市外から市内に転入し、住民登録をした者又は市内に住所を有する者。</li> <li>・ 農業研修終了後、引き続き市内に住所を有すること。</li> <li>・ 農業研修終了後、1年以内に市内で就農し、かつ、3年以上営農すること。</li> </ul>																
新規就農者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市外から市内に転入し、住民登録をした者又は市内に住所を有する者。</li> <li>・ 法人等と雇用契約を締結している被雇用者でないこと。</li> <li>・ 農地の所有権又は利用権を有してから1年以内に農業研修を開始すること。</li> <li>・ 農業研修終了後、引き続き市内に住所を有すること。</li> <li>・ 農業研修終了後、市内で3年以上就農すること。</li> </ul>																
問合せ先	<p><b>1 新規就農希望者支援事業について</b>                  〒028-0192 花巻市東和町土沢8区60番地                  花巻市役所 東和総合支所地域振興課産業係                  TEL 0198-42-2111 (内線 327)</p>	<p><b>2 新規就農者支援事業について</b>                  〒025-0052 花巻市野田335-2                  花巻市役所 農林部農政課                  TEL 0198-23-1400 (農政課直通)</p>															

◆ 管内の農業事情等

<p>農業振興方針</p>	<p>やる気と能力のある農業の担い手を育成し、需要に応じた米づくりを基盤に、野菜、果樹、花き、畜産などを組み合わせた「花巻ならではの個性ある産地」づくりに努めます。 また新品種の生産の拡大、農産物の品質向上を図るとともに、バイオマス資源の利活用やエコファーマーへの誘導、資源の保全を進め、環境と調和した安全・安心な農畜産物生産を推進します。</p>																											
<p>主要品目</p>	<p>ピーマン、ねぎ、きゅうり、ミニトマト、なす、アスパラガス、りんご、ぶどう、りんどう 雑穀(ヒエ、アワ、イナキビ、ハトムギ、タカキビ、アマランサス)</p>																											
<p>作付・飼養・販売額の状況 (平成30年度)</p>	<p style="text-align: right;">(単位:ha、百万円)</p> <table border="1" data-bbox="344 499 1358 634"> <thead> <tr> <th>作物</th> <th>ピーマン</th> <th>ねぎ</th> <th>きゅうり</th> <th>りんご</th> <th>りんどう</th> <th>雑穀(6穀)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>作付面積</td> <td>15.5</td> <td>25.5</td> <td>8.9</td> <td>255.2</td> <td>7.8</td> <td>265</td> </tr> <tr> <td>販売額</td> <td>281</td> <td>146</td> <td>209</td> <td>596</td> <td>59</td> <td>93</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 出典:JA取扱いによる作付面積、販売額</p>							作物	ピーマン	ねぎ	きゅうり	りんご	りんどう	雑穀(6穀)	作付面積	15.5	25.5	8.9	255.2	7.8	265	販売額	281	146	209	596	59	93
作物	ピーマン	ねぎ	きゅうり	りんご	りんどう	雑穀(6穀)																						
作付面積	15.5	25.5	8.9	255.2	7.8	265																						
販売額	281	146	209	596	59	93																						
<p>主な学校等教育施設</p>	<p>保育園 37、幼稚園 9、小学校 19 校、中学校 11 校、高校 6 校、大学 1 校ほか</p>																											
<p>主な医療機関</p>	<p>病院 61、歯科 34ほか</p>																											